

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請提出書類一覧表

【申請者が法人の場合】

※正副2部提出が必要。申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。

No.	提出書類		新規	更新	変更
1	許可申請書（様式第六号、第十号、第十二号、第十六号のいずれか（第1面から第3面））		●	●	●
2	事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画等（様式第六号の二（第1面））（※1）	●	△	●
		運搬施設の概要（同（第2面））	●	●	●
		・駐車場の付近の見取図	●	△	△
		積替施設又は保管施設の概要（同（第3面））	●	△	●
		収集運搬業務の具体的な計画（同（第4面））	●	△	●
3	車両に関する書類	① 車両の写真又は構造図（同（第6面））	●		△
		② 車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項）（他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付）	●		△
		③ 運搬容器を使用する場合は、構造図又は写真（同（第7面））	●	△	△
4	産業廃棄物の収集運搬に関する講習（特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習）の修了証の写し（受講者は、役員又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。）		●	●	●
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（同第8面）		●	●	●
6	直前3年の各事業年度（※6）における貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳、売上（又は製造等）原価の内訳を含む。）、株主資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書（その1）、確定申告書の写し（別表1、別表4）（※2）		●	●	●
7	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		△	△	△
8	事務所及び事業場付近の見取図		●		△
9	定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書（※3）（定款、寄附行為は原本証明をしてください）		●	●	●
10	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（同第10面）		●	●	●
11	法第14条第5項第2号ニに規定する役員の住民票の写し（※4）		●	●	●
12	発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（※4）（これらの者が法人の場合は登記事項証明書（※3））		●	●	●
13	政令使用人に関する書類	① 令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）がある場合には、その者の住民票の写し（※4）	●	●	●
		② その者が、法人の登記事項証明書で登記されていない支店や事業場等の代表者である場合は、政令使用人に該当する旨の証明書	●	●	●
14	法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人、同号ニに規定する役員、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者及び政令使用人に係る申立書（※5）		●	●	●
15	積替え保管に関する書類（積替え保管を含む場合）	① 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図及び設計計算書、保管計画書及び事業場内の見取図	●	△	△
		② 当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△	△
		③ 施設が建物内にある場合は、その建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△	△
		④ 公図（事業場の範囲、保管施設の位置を記載してください）	●	△	△
		⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し（公道等を挟んでいる土地は不用）	●	△	△
		⑥ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表（対象法令は記載例を参考とすること）	●		△
		⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		△

有効な修了証の詳細は、注意事項2ページを参照

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請提出書類一覧表
【申請者が法人の場合】

No.	提出書類	新規	更新	変更
16	今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書 積替保管を含まない場合 (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年(事業年度※6)、以下同じ)以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満、かつ、直前3年の経常利益金額等(経常利益の金額に減価償却費の額を加えて得た額)の平均値及び直前の経常利益金額等が共にマイナスである。 イ 債務超過、かつ、直前3年の経常利益金額等の平均値がマイナス、かつ、直前の経常利益金額等がプラスである。 ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 積替保管を含む場合 (1) 提出が必須の場合 ① 営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 自己資本比率が0%以上10%未満である。(直前3年の経常利益金額等の平均値及び直前の経常利益金額等が共にプラスである場合を除く。) イ 債務超過である。(直前3年の経常利益金額等の平均値及び直前の経常利益金額等が共にマイナスである場合を除く。) ② 営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△	△	△
17	更新時に優良		●	
18	認定を受けようとする場合に必要書類 (詳細は「優良産業廃棄物処理業者認定等申請添付書類一覧表」を参照してください。)		●	
19	IS014001 又はエコアクション 21 の認証書の写し(受付時に原本が必要)		●	
20	電子マニフェストの加入証の写し又は JWNET の加入者ページから印刷した加入証		●	
21	消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入証明書		●	

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する場合のみ添付が必要なもの(運搬容器や駐車場など現行許可の内容に変更のある場合、県から提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。)

※1…予定運搬先が愛知県許可以外の処理業者の場合は当該地における申請者の収集運搬業の許可証及び運搬先業者が処分業の許可を有することが分かるもの(当該県市のWebページの業者一覧等)を添付してください。

※2…修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。

※3…履歴事項全部証明書

※4…住民票の写しは、本籍(外国人にあつては国籍)の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※5…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

※6…事業年度は、6か月以上あるものを1期としてみなします。

(注1) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3か月以内に発行されたものであること。

(注2) PCB 廃棄物の運搬については、これ以外にも添付書類が必要になります。(詳細は「PCB 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の添付書類」を参照してください。)

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請提出書類一覧表

【申請者が個人の場合】

※正副2部提出が必要。申請書の作成に当たっては、注意事項及び記入例をよくお読みください。

No.	提出書類		新規	更新	変更
1	許可申請書（様式第六号、第十号、第十二号、第十六号のいずれか（第1面から第3面））		●	●	●
2	事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画等（様式第六号の二（第1面））（※1）	●	△	●
		運搬施設の概要（同（第2面））	●	●	●
		・駐車場の付近の見取図	●	△	△
		積替施設又は保管施設の概要（同（第3面））	●	△	●
		収集運搬業務の具体的な計画（同（第4面））	●	△	●
		環境保全措置の概要（同（第5面））	●	△	●
3	車両に関する書類	① 車両の写真又は構造図（同（第6面））	●		△
		② 車検証の写し（電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項） （他人の車両を借用する場合は、賃貸借契約書等の写しも添付）	●		△
		③ 運搬容器を使用する場合は、構造図又は写真（同（第7面））	●	△	△
4	産業廃棄物の収集運搬に関する講習（特別管理産業廃棄物の場合は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習）の修了証の写し（受講者は、本人又は政令使用人であること。原本照合を行うため、修了証の原本が受付時に必要。）		●	●	●
5	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類（同（第8面））		●	●	●
6	資産に関する調書（同（第9面））、直前3年の所得税の納税証明書（その1）、確定申告書の写し（第1表）（※2）、青色申告の場合は直前事業年度の貸借対照表		●	●	●
7	金融機関の残高証明書、融資証明書等の資金が確保できることを証する書類		△	△	△
8	事務所及び事業場付近の見取図		●		△
9	申請者の住民票の写し（※3）		●	●	●
10	申請者が法第14条第5項第2号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面（同（第10面））		●	●	●
11	申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（※3）及び法定代理人の資格を証明する書類		●	●	●
12	政令使用人に関する書類	令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）がある場合には、その者の住民票の写し（※3）	●	●	●
		その者が政令使用人に該当する旨の証明書	●	●	●
13	申請者、法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者の法定代理人及び政令使用人に係る申立書（※4）		●	●	●
14	積替え保管に関する書類（積替え保管を含む場合）	① 施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、設計計算書、保管計画書及び事業場内の見取図	●	△	△
		② 当該土地の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、土地の賃貸借契約書等の写しを添付）	●	△	△
		③ 施設が建物内にある場合は、その建物の登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合には、建物の賃貸借契約書等の写しを添付）			
		④ 公図（事業場の範囲、保管施設の位置を記載してください）	●	△	△
		⑤ 隣接する土地の登記事項要約書及び所有者の承諾書の写し（公道等を挟んでいる土地は不用）	●	△	△
		⑥ 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業許可申請等に係る規制法令確認状況表（対象法令は記載例を参考とすること）	●		△
		⑦ 他法令により規制を受ける場合は、関係法令の許可書等の写し	●		△

有効な修了証の詳細は、注意事項2ページを参照

産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請提出書類一覧表
【申請者が個人の場合】

No.	提出書類	新規	更新	変更
15	今後5年の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書 【積替保管を含まない場合】 (1) 提出が必須の場合 ①営業実績が3年以上ある場合で、負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。 ②営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。 【積替保管を含む場合】 (1) 提出が必須の場合 ①営業実績が3年以上ある場合で、次のいずれかに該当するとき ア 負債が資産以下で、直前3年において所得税を納付していない年がある。 イ 負債が資産より大きく、直前3年において所得税を納付した年がある。 ②営業実績が3年に満たないとき (2) (1)に該当しない場合であっても、赤字が大きい、自己資本比率が低い等の事情を勘案する必要がある場合において、提出を要することがある。	△	△	△
16	更新時に優良認定を受けようとする場合に必要書類(詳細は「優良産業廃棄物処理業者認定等申請添付書類一覧表」を参照してください。)		●	
17	「産廃情報ネット」上で規則第9条の3第2号(特別管理産業廃棄物の場合は規則第10条の12の2第2号)に規定する公表事項の情報を公表・更新している旨の証明書又は自らのホームページにおいて情報を公表・更新した時点における該当部分をプリントアウトしたもの(申請の前6月間分のもの。既に愛知県で認定を受けている場合は、前回認定に係る許可日から申請の日までのもの。)		●	
18	IS014001 又はエコアクション21の認証書の写し(受付時に原本が必要)		●	
19	電子マニフェストの加入証の写し又はJWNETの加入者ページから印刷した加入証		●	
20	消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、事業所税、都市計画税、固定資産税の納税証明書及び社会保険料、労働保険料の納入証明書		●	

●…必ず添付が必要なもの

△…該当する場合のみ添付が必要なもの(運搬容器や駐車場など現行許可の内容に変更のある場合、県から提出を指示した場合など。経営診断書については要診断書と判断された場合に必要。)

※1…予定運搬先が愛知県許可以外の処理業者の場合は当該地における申請者の収集運搬業の許可証及び運搬先業者が処分業の許可を有することが分かるもの(当該県市のWebページの業者一覧等)を添付してください。

※2…修正申告を行っている場合は申告書及び修正申告書の両方を添付してください。マイナンバーが記載されている部分は黒塗り等で消した上でコピーしてください。被雇用者が転業により申請する場合で、給与所得のみ等の理由で確定申告を行っていないときは、源泉徴収票の写しを添付してください。

※3…住民票の写しは、本籍(外国人にあっては国籍)の記載のあるものに限るものとします。マイナンバーの記載のないものとしてください。

※4…欠格条項に該当するおそれがあるとして、審査に必要な書類の提出を求められた場合、精神の機能の障害に関する医師の診断書を提出してください。

(注1) 住民票の写し、納税証明書、登記事項証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものであること。

(注2) PCB廃棄物の運搬については、これ以外にも添付書類が必要になります。(詳細は「PCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の添付書類」を参照してください。)

PCB 廃棄物に係る特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の添付書類

PCB 廃棄物を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請の場合、「産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請提出一覧表」に掲げる書類に加えて、以下の添付書類が必要です。

No.	添付書類	留意事項等
1	運搬容器の構造図 (写真、パンフレット等も可)	<PCB 廃棄物（高濃度）の場合> ・「PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」※¹第3章 3.2 に掲げる運搬容器であり、容器に「PCB」及び PCB 廃棄物の種類が表示されていること。 <微量 PCB 汚染廃電気機器の場合> ・「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」※²第Ⅱ部第3章 3.1 に掲げる運搬容器であり、容器に「微量 PCB」の表示がされていること。 <低濃度 PCB 含有廃棄物の場合> ・低濃度 PCB 含有廃棄物の種類及び形態等に応じ、「低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン」※²第Ⅲ部第3章 3.1 に掲げる適切な運搬容器であり、運搬容器に「低濃度 PCB」の表示がされていること。
2	運搬車両の写真	○「様式第六号の二（第6面）」に貼付すること。 ○車両の側面に明瞭に視認できるよう、以下のとおり表示すること（セミトレーラ等の場合は、牽引車と被牽引車のいずれかへの表示で可）。 <PCB 廃棄物（高濃度）の場合> ・「PCB」の表示を、高さ 120mm 以上×幅 300mm 以上で、10mm の黒枠の中に、大きさ 65mm 以上の黒文字で表示。 <微量 PCB 汚染廃電気機器 又は 低濃度 PCB 含有廃棄物の場合> ・「微量 PCB」又は「低濃度 PCB」と 90 ポイント(3.2 cm角)以上の識別しやすい色の文字で表示。 ○当該車両で運搬する廃棄物が消防法の定める危険物に該当し、その数量が指定数量を超える場合には、同法に基づき必要な表示をすること。
3	連絡設備等の概要を記載した書類	○運搬車両に緊急時連絡先を記載した書類が常備されていること（緊急時対応マニュアルに記載されていれば可）。 <PCB 廃棄物（高濃度）の場合> ・GPSの機種・機能が分かる書類（カタログなど）を添付すること。 ・車両運行状況発信装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いない構造であること。 ・事業所において収集運搬車両の位置及び運行状況を随時確認できること。 <微量 PCB 汚染廃電気機器 又は 低濃度 PCB 含有廃棄物の場合> ・連絡設備（携帯電話・PHS）が配備されており、事故等の緊急時に関係者に速やかに通報できること。
4	応急措置設備等の概要を記載した書類	○応急措置設備・器具リスト及び設備・器具（保護衣、保護手袋、保護長靴、呼吸用保護具、保護眼鏡、流出・飛散防止用具、回収用具、消火設備）の写真又は図面を添付すること。 ○設備・器具の数量が作業従事者の数と比較して妥当であること。 ○緊急時対応マニュアルを添付すること。
5	直接従事者が知識及び技能を有することを示す書類	○（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが実施する「PCB 廃棄物の収集運搬業作業従事者講習」の修了証の写しを添付すること（原本照合を行うため、申請時に原本が必要）。 ○作業従事者リストを添付すること。 ○原則、直接従事者は講習の修了者であること（そうでない場合は、講習を修了した安全管理責任者等によるガイドラインに定める教育の実施状況の記録を添付すること）。

※1 <https://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/>（環境省 HP）参照

※2 <https://www.env.go.jp/content/900533597.pdf>（環境省 HP）参照

注）PCB 廃棄物を JESCO（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）へ運搬する場合に必要な手続等については、同社にお問合せください。